

## 平成 29 年度委託相談支援事業所の評価について

委託相談支援事業所は、松戸市の相談支援の中心的な役割を担うため設置し、その質を高めるためには、毎年、事業に対しての評価が必要となります。

平成 28 年度の評価については、基幹相談支援センターのみが評価対象であり、自立支援協議会の中から 5 名を評価担当者として選出し、基幹相談支援センターを訪問した上で評価をしていただきました。

本年は他に、ふれあい相談室、ハートオン相談室（身体・知的・精神）の計 5 事業所が評価対象となり、①5 月 22 日（評価担当者 5 名）、②5 月 25 日（評価担当者 4 名）により 2 回に分けて実施いたしました。

### ■自立支援協議会における評価根拠

自立支援協議会における主な機能の 1 つに「評価機能」があり、下記について評価を行うことが規定されています。【厚生労働省 障発 0328 第 8 号より】

- (1) 基幹相談支援センターの事業実績の検証
- (2) 市から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価

また、基幹相談支援センター、ふれあい相談室、ハートオン相談室（身体・知的・精神）は国・県補助金の対象事業となっており、補助金の実施要綱である「地域生活支援事業実施要綱」において、自立支援協議会における事業内容評価が規定されています。

#### 【地域生活支援事業実施要綱 別添 1 障害者相談支援事業】

指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に委託する場合には、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、市町村が設置する自立支援協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講ずることが適当である。

#### 【地域生活支援事業実施要綱 別添 2 基幹相談支援センター】

市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。

### ■評価の目的

松戸市の相談支援の中心的な役割を担う委託相談事業所について、その事業運営や活動状況を評価し、より良い事業運営等へ結びつけ、事業の質の向上を図ることを目的とします。

### ■評価期間

平成 29 年度事業【平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日】

### ■評価機関

松戸市地域自立支援協議会委員のうち評価担当者を選出。その際、評価担当者に偏りが

出ないよう、自立支援協議会の選出区分ごとに毎年度1名ずつ選出し、5～6名とします。  
 評価担当者（案）については松戸市地域自立支援協議会で検討した後、決定しました。

- ① 当事者：（特非）松戸市障害者団体連絡協議会 理事 荻野 正美 氏
- ② 障害福祉サービス事業所：（社福）彩会 理事長 平山 隆 氏
- ③ 教育・雇用：千葉県立矢切特別支援学校 教頭 鈴木 英樹 氏
- ④ 関係機関：（社福）松戸市社会福祉協議会 主任 米持 和幸 氏
- ⑤ 部会長：（社福）実のりの会 ビック・ハート松戸 センター長 古川 亮 氏

## ■評価会次第

1. 平成 29 年度事業実績報告
2. 事業実績に関する質疑応答
3. ふれあい相談室内の見学（1 回目のみ）
4. 評価担当者評価シート記入作成

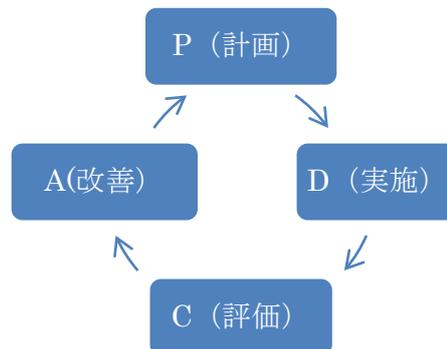
## ■評価項目と点数結果

	評価項目	基幹	ふれあい	ハートオン相談室		
				身体障害	知的障害	精神障害
運営体制	窓口開設時間	4.6	4.2	4	4	4.8
	職員体制	4.4	4.2	3.3	3	4.8
	個人情報等管理	4.6	5	4.3	3.8	4.5
業務内容	総合・祖専門的な相談支援	4.4	4	3.8	3.4	4.8
	事業所サポート	—	—	3.7	3	4.5
	地域の相談支援体制の強化	4.2	4.2	—	—	—
	地域移行・地域定着	4	4.2	—	—	4.5
	権利擁護	4.2	4.4	3.5	2.8	4.3
	自立支援協議会支援事業	4.2	—	—	—	—
	困難事例対応	4.2	—	—	—	—
	困難事例への支援	4	—	—	—	—
	セルフプラン対応	3.4	4	4.3	3.2	4.3
	その他事業	4.6	4	—	—	—
	周知の工夫	4.4	3.4	3	2.2	4.5
認定調査	—	4.2	4.5	4	4.3	

虐待防止センター	虐待対応	4.6	—	—	—	—
	虐待防止啓発活動	4.6	—	—	—	—
	虐待防止センターの運営体制	4.4	—	—	—	—
差別解消法	差別相談対応	4.6	—	—	—	—
	差別解消啓発活動	4.2	—	—	—	—
課題と改善	課題	4.6	4.4	3.5	3	4.5
	改善策	4.6	3.6	3.3	2.8	3.3
総合得点		86.8	53.8	41.2	35.2	53.1
満点		100	65	55	55	60
得点率		86.8%	82.8%	74.9%	64.0%	88.5%

※自由記述は別紙参照

## ■評価の流れ



P：改善内容を盛り込んだ次年度の事業実施計画を事業所にて作成し、契約を行う。

D：計画を基に事業を実施する。

C：前年度の実施事業の内容を自立支援協議会評価担当者が評価し、評価の内容を審議する。

A：市は自立支援協議会の評価を基に委託の業務内容を見直す。

事業所は事業運営計画を作成する。